

SB 34およびAWGハイライト

2011年6月15日 水曜日

水曜日一日中、AWG-LCA、AWG-KP、SBI、SBSTAの下で、コンタクトグループ会議と非公式協議が開催された。

コンタクトグループおよび非公式協議

条約6条(SBI)：午前中のコンタクトグループ会議で、SBI議長のOwens-Jonesは、条約6条(教育、訓練、啓発)の議題項目は若者およびオブザーバーにとり重要であると強調した。同議長は、速やかに結論を出すよう求め、ダーバンでこの問題に関する特別イベントを開催するよう提案した。議長のChowdhuryは、このセッションでは結論書草案の最終決定、教育、訓練、啓発に関する作業計画実施のレビューに関する委託条件に焦点を当てると述べた。締約国は、条約6条はダーバンの議題ではないと指摘し、ダーバンでの特別イベント開催というSBI議長の提案を支持した。

米国は、条約6条に関する各国の戦略および行動計画の作成を助けるガイドラインおよびテンプレートを、「各国の国情や内容に応じて」開発すべきだと強調し、「キャパシティビルディングや技術移転との結び付きを明らかにし (identifying links with capacity building and technology transfer)」という文章の削除を提案し、G-77/中国およびEUもこれを支持した。

締約国は、G-77/中国および中国の提案した改定案で合意し、その後、適応に関する文書をSBプレナリーに送った。

条約の下でのキャパシティビルディング(SBI)：条約の下でのキャパシティビルディングに関する午前中のコンタクトグループ会合で、共同議長は、「多数の括弧書きのある文章」、進展のなさ、時間のなさに注意を促し、締約国は括弧書きだけの文書をダーバンへ送ることを希望するのか、それともこの文書は破棄し、ダーバンではこの問題に関し、最初から始めることを希望するのかと問うた。

EUは、キャパシティビルディングに関する専門家グループに関する括弧書きつきパラグラフおよび途上国でのキャパシティビルディングのレビューに関する実績指標に関する括弧書きつきパラグラフの2つのパラグラフについて、議論を続けるよう求めた。締約国は、どちらのパラグラフでも合意に達することができず、一部のものは、キャパシティビルディングの強化を提案したが、他のものは、2つのセクションの削除を提案した。共同議長のCaballeroは、AWG-LCAの下でのキャパシティビルディングに関する作業との重複を避ける必要があると協調した。

セントキッツはAOSISの立場で発言し、日本と共に、括弧書き付きの文書を現状のままダーバン会合へ送ることを支持し、既に多くの努力が注ぎ込まれていることを想起した。括弧書き付きの文書がSBプレナリーに送られた。

議定書の下でのキャパシティビルディング (SBI)：議定書の下でのキャパシティビルディングに関する午前中のコンタクトグループ会合で、締約国は、決定書草案およびダーバン会議に向けての進め方について短時間議論した。締約国は、本文の最後の括弧書きを外すことを得たが、序文の括弧書きでは進展がなかった。括弧書き付き文書がSBプレナリーに送られた。

資金 (AWG-LCA)：午前中、AWG-LCA下での資金に関する非公式グループの会議で、締約国は、常設委員会に関する締約国の5件の提出文書について検討した。

ある締約国は、自国の提案の概要を紹介し、委員会の委員が公平かつ平等な形で代表されるかどうか懸念を表明し、気候基金の策定に関する暫定委員会において、東欧グループおよび西欧と他のグループがまとめて代表されていたことを例として挙げた。一部のものは、多様な提案の中に共通するものがあると指摘し、このグループで何を為す必要があるかと、詳細な作業計画の策定など常設委員会に何を回すかとを区別する必要があると指摘した。多数の締約国が、常設委員会の作業に関し、証拠に基づく手法を支持し、資金メカニズム関係の問題に関し、専門性があり、客観的で偏見のない助言を確保することとした。一部のものは、このグループにおいて、委員会のCOP支援方法に焦点を当てるよう提案し、必要とされる支援のタイプは時間が経過するにつれ発展可能だと指摘した。結論書草案が作成される。

附属書Iの更なる約束 (AWG-KP)：午前中のコンタクトグループ会合において、各スピンオフグループ進行役は、最新の進捗状況を報告した。

LULUCFに関し、進行役のRochaは、締約国は新しい共同進行役のノンペーパーを下に検討することで合意した、このノンペーパーはオプションをまとめ、決定書2/CMP.6 (LULUCF)により余剰となった文章を削除したものである。同進行役は、これにより交渉文書が40頁から12頁に短縮されたと指摘した。同進行役は、不可抗力に関する議論が続けられると述べた。

手法論問題のバスケットに関し、AWG-KP副議長のDiouf Sarrは、草案作成グループが共通の計算方式に関するノンペーパーを提案したと報告した。同副議長は、スピンオフグループはオプションの数を最小限に減らすべく文書のスリム化を図る努力をしたと指摘した。同副議長は、草案作成グループで新しい温室効果ガスに関する議論を続けるよう提案した。

議論の中で、スイス、ツバル、AOSISの立場で発言したセントルシア、インド、南アフリカ、中国は、9月または10月でのAWG-KP再開会合を支持した。

日本は、「いかなる場合でも京都議定書の下での新しい目標を記すことはない」と強調した。同代表は、日本は規則実施の経験から規則に関する議論に役立たせると述べ、AWG-KPの下での規則に関する議論はAWG-LCAの下での議論でも有益であると指摘した。

EUは、AWG-LCAでの議論において、締約国はAWG-LCAの成果の法的形式のオプションを進行役にまとめさせることさえしなかったと焦燥感を表明した。同代表は、第2約束期間は包括的な法的拘束力のある合意に向け「意味のある進展」をする前提条件であると強調し、一部の締約国による法的オプションの取り上げ

方はまったく役に立たないとして「深刻な懸念」を強調した。同代表は、AWG-KPの下で議論された規則とAWG-LCAの下で議論された規則との関係に関し、議定書の下で約束をした附属書I締約国、特定条件の下でのみ約束をする議定書の附属書I締約国、条約の下で約束する京都議定書の締約国ではない附属書I諸国の間で、約束の比較可能性を確保するには一定の共通性が求められると強調した。同代表は、EUは努力の比較可能性、少なくとも約束を定義し測定する共通の土台を必要としているとし、京都議定書の規則は熟したものであるため、AWG-LCAの下で規則を最初から作り上げるのは賢明でないと考えることを強調した。同代表は、EUが野心度を引き上げるには、共通規則の議論を設定することが必要であると指摘した。

AOSISは、京都議定書の規則は全ての締約国がそれに基づいて築くべき開始点となされるべきだと述べた。EUは、新しい市場メカニズムや議定書の重要な改定など文書の大部分について議論がされていないことに「極めて懸念している」と述べた。AOSISは、議定書の重要な改定に関する文書の議論を支持した。

スピノフグループでは技術的な議論を続け、政治的問題はコンタクトグループで引き続き議論される。

AWG-LCAコンタクトグループ：午前中、AWG-LCAコンタクトグループ会合で、進行役は、非公式グループでの進展状況を提示した。締約国は今後の作業についても意見交換を行った。

REDD+に関し、進行役のLa Viñaの代理の報告では、締約国は、成果ベース行動に対する資金供与を検討した。途上国が自国の希望に基づき選択できる資金調達オプションの柔軟性バスケットを検討する共通点が特定された。

セクター別アプローチに関し、進行役のWamukoyaは、締約国が一般的な枠組み、農業、バンカー燃料の議論の進め方で合意したと報告した。同進行役は、締約国が一般枠組みの「建設的な要素」を提示し、農業に関する議論の良い土台となるものとして、これまでの会合ででてきた文章を特定したと述べた。

先進国による緩和に関し、共同進行役のGaribaldiは、2カ年報告書の議論について報告し、締約国が意見交換を行い、スコープ、柔軟性、タイミングなど、国別報告書と2カ年報告書のガイドラインにおける技術的な側面について議論したと報告した。同共同進行役は、ワークショップ開催の提案を指摘した。

途上国による緩和に関し、共同進行役のGaribaldiは、技術的問題と政治的問題が議論されたと報告し、途上国は特に資金に関する重要要素を明確にする必要があると強調した。NAMAレジストリに関し、共同進行役のSpilgaardは、締約国がレジストリの自主的な特性を強調し、その構造、内容、手法を議論したと報告した。同共同進行役は、国際的な支援を必用とするNAMAsと、既に支援を受けているNAMAsとをレジストリで区分する必要性について共通の理解があると指摘した。

市場手法と非市場手法に関し、進行役のGaspar Martinsは、市場メカニズムと非市場手法に関するCOP決定書の基礎となる共通点に関し報告し、更なる議論が必要だと強調した。

キャパシティビルディングに関し、進行役のUosukainenは、制度アレンジの議論に関し報告し、キャパシティビルディングの強化に関し、テクニカルペーパー作成とワークショップの開催という一部の締約国の提案に焦点を当てた。資金に関し、進行役のBørstingは、締約国は常設委員会の役割、機能、構成、さらにはCOPや他の組織との関係などに関する意見交換を行ったと報告した。同進行役は、長期的資金に関し更なる議論が必要であると指摘した。

法的オプションに関し、進行役のFloresは、締約国間で意見が分かれていると指摘し、議論を反映させるサマリーノートを作成すると述べた。

長期世界目標のレビューに関し、AWG-LCA副議長のMukahana-Sangarweは、自身が締約国のインプットに基づきサマリーを作成し、多数の締約国がこれは今後の議論の土台として良いものであると考えたと報告した。同副議長は、2カ年報告書はレビュープロセスで検討される用意ができてない可能性があるとして一部の締約国が懸念を表明したと指摘した。

技術に関し、進行役のUosukainenは、気候技術センター・ネットワークのホストとなる組織の選抜手順と委託条件に関し、建設的な議論があったと指摘した。

AWG-LCA議長のReifsnnyderは、締約国に対し、非公式グループでの進展を活かすことを奨めた。可能な代替案として、同議長は次の提案を行った：進行役の文書をウェブに掲載する；文章を情報文書に入れる；または会議報告書に文書を付録として付け、国連言語への翻訳ができるようにする。また同議長は、一部の締約国から特にNAMAレジストリおよび2カ年報告書に関するワークショップを開催するとの提案があったとし、これは次回会合への重要なインプットになり得ると強調した。

インドは、ブラジル、ツバル、インドネシア、グレナダ、メキシコ、その他とともに、ダーバンの前に会合期間外会合を開催するよう求めた。コロンビアとオーストラリアは、実質的な議論に焦点を当て、開会や閉会プレナリーは行わないよう提案した。サウジアラビアは、会合期間外ワークショップに対し疑念を表明した。ブラジルは、ワークショップを交渉会議と続けて開催すべきだと提案した。シンガポールは、ワークショップは公式プロセスにフィードインすべきだが、その代替とすべきではないと強調した。

REDD+に関する手法論ガイダンス(SBSTA)：午前中、SBSTAの下でのREDD+に関する非公式協議で、締約国は、共同進行役の文書草案が検討した：

一部の締約国は、森林の参考レベルおよび森林の参照排出レベルに関する専門家ワークショップの開催を支持した。多数の締約国が、「広範な利害関係者の参加」を推進するよりも、「利害関係者の全面的かつ効果的な参加」という表現を支持した。

多数の締約国が、森林関連の温室効果ガス排出源ごとの排出量および吸収源ごとの除去量、森林の炭素貯留量、森林面積の変化に関するIPCCの関連ガイドラインへの言及を含めるよう提案した。ある締約国は、MRVの目的は森林被覆面積を測定することとすべきだと述べたが、別な締約国は、このような測定は必ずしもREDD+の下での全活動を対象とするものではないと指摘した。

締約国は、議論した問題に関する締約国の意見の記載を目指す文書草案の附属書について議論した。多数の締約国が、附属書に問題を追加するよう提案した。ある締約国は他の締約国の支持を受け、附属書の廃止を提案し、附属書は締約国の共通意見を反映させていないと述べた。しかし他の締約国は、この附属書は議論を進める土台として優れていると指摘し、締約国が表明した見解を組み入れていると明記するよう提案した。別の締約国は、この文章を進行役文書として扱うよう提案した。他の締約国は、ボンから「何らかの実態のあるもの」を持ち出せると強調し、一部のものは、附属書はその内容に基づく文書を作成する上で有用であると示唆した。非公式協議が続けられる。

適応(AWG-LCA)：午前中、AWG-LCAの下での適応に関する非公式グループで、締約国は、適応委員会の運営開始に関する進行役の覚書について議論した。進行役は、決定書様式の文書をもってボンを離れられると強調し、決定書草案の概要に焦点を当てるよう提案した。同進行役は、締約国に対し、適応委員会の各機能の手法や活動に関し意見交換を行うよう求め、これにより委員会の構成に関する議論が進められると指摘した。

締約国は、委員会の機能についてその詳細度に関し、異なる意見を披露したほか、活動のリストについても排他的リストとするか、他を排さないリストを作成するか、異なる意見を表明した。途上国数カ国は、簡素化を推奨し、決定書 1/CP.16 (AWG-LCAの作業成果)にリストされる5つの機能の利用を強調し、あるものはこれで「ミクロナ管理 (micro-managing)」を回避すると指摘した。数カ国の締約国は、COP 16のマンデートに代わり一般枠組みを超える議論を行う必要があると指摘した。ある先進締約国は、委員会の特定の機能の詳細を決めることを支持し、これは求められる専門性を決定する上で重要だと述べた。別の先進国は、委員会が思い描く活動について「少なくとも何らかの暗示」を与える文章でなければならないと発言した。進行役は意見の一致がなかったと指摘し、進行役の覚書と締約国の提出文書に基づく文書とすると指摘した。非公式協議が続けられる。

先進国の緩和(AWG-LCA)：午後、AWG-LCAの下での先進国の緩和に関する非公式協議では、国際評価レビュー(IAR)と関連する算定問題に焦点が当てられた。

締約国は、IARプロセスに対する可能なインプットを提案した、これには次のものが含まれる：温室効果ガスの年次インベントリ；2カ年報告書；専門家レビューチームの報告書；国別報告書。多数の途上国が、IARの開催頻度と必要コストは国際的協議分析(ICA)のそれ以下のものであってはならないと強調した。また締約国は、IARは先進国による緩和努力の比較可能性を確保する上で重要だと強調した。

遵守に関し、多数の途上国が、遵守メカニズムの推敲を求めたが、数カ国の先進国は、IARは促進的かつ非懲罰的なものであるべきだと述べた。ある途上国は、遵守メカニズムは国際炭素市場への参加資格を決定すべきものだと述べた。

算定規則に関し、多数の途上国および数カ国の先進国が、目標、基準年、セクター、温室効果ガス、バンキング、取引、LULUCFなどの問題に関する共通規則を支持した。数カ国の先進国は、プレッジの表現での柔軟性を提案した。

多数の途上国とある一つの先進国は、京都議定書の下での「確固とした (robust)」レビューメカニズムを強調し、IARプロセスの推敲は議定書でのレビュー経験で定められるべきだと述べた。一部の先進国は、条約の下での現行のレビュープロセスに基づくIARの推敲を支持した。多数の締約国が、ダーバン会合の前にIARに関し更なる議論をする方法として、文書提出の要請、テクニカルペーパーの改定、会合前のテクニカルワークショップを支持した。

途上国の緩和 (AWG-LCA)：午後、AWG-LCAの下での途上国による緩和に関する非公式グループ会合で、締約国は、次の項目に焦点を当て、国際協議分析プロセス(ICA)を検討した：インプット；ICAのベース；順序とスコープ；アウトプット；ボン会議後の次のステップ。

多数の締約国は、2カ年報告書がインプットの基礎になると指摘した。またICAは最新の2カ年報告書に基づくべきであり、支援を受けていない緩和行動に関する情報のみで構成されるべきだと述べた。

ICAのベースに関し、多数の締約国が、ICAはIARとは全く別なものであり、レビューや遵守の評価を含まないと強調した。また締約国は、ICAは努力の比較可能性ではなく透明性を強化し、途上国の国内適切緩和行動(NAMAs)の多様性に配慮し、促進的に運営されると強調した。ICAは非干渉的、非懲罰的で、各国の主権を尊重するものであり、国内の政策措置の適切性への考慮が含まれていないと強調した。一部の締約国は、途上国の報告の頻度と内容は、支援の供与の有無に依存すると指摘した。

順序およびスコープに関し、数カ国の締約国は、分析を協議の前に行うべきかどうか質問した。一部の締約国は、ICAプロセスを諮問的部分、公開の部分だけでなく技術的部分、分析部分で構成されるべきだとし、SBIの権限の下で行い、全ての締約国に開かれたものにするよう提案した。その他の国は、SBIの下での協議プロセスは対立的でなく相互に議論する形式とすべきだと説明した。一部の締約国は、全ての締約国に開かれた協議に反対し、協議および意見交換は書面による意見交換をベースにすべきことが提案された。アウトプットとして、多数の締約国が、未達成事項を記載しないサマリー報告書を支持した。

次のステップに関し、多数のものがICAプロセスに関する締約国の文書提出を支持した。共同進行役は、意見の一致した分野の指摘と議論のとりまとめを求められた。

政府間会合のアレンジ(SBI): 政府間会合のアレンジに関する午後のコンタクトグループ会合で、締約国は、文書草案での保留パラグラフを検討した。

特に非公式協議進行役に対し、交渉を妨げないと考えられる場合は、会議をオブザーバーにも公開する提案をするよう指導してオブザーバー組織の参画を進める手段に関し、サウジアラビア、インド、その他は、文章の削除または表現の変更を提案し、これは現在行われているとし、SBI結論書を反映させる必要はないと指摘した。オーストラリアは、この言及の保持を支持し、これを含める場合でも、現在の規則の変更を意味するわけではなく、むしろ進行役にガイダンスを提供すると述べた。同代表は、必要な場合は会議をオブザーバーに公開しないとすの既存の規則を認めた別の文章を提案した。

オブザーバー組織が事前の書面での提出なしに意見を述べられるようにするとの事務局に対する要請に関し、サウジアラビアはこれに反対し、これは例外的な場合にのみ可能とすべきだと指摘した。承認されたオブザーバー組織の代表任命において会議期間中であってもオンライン登録システムを用いて氏名の変更ができるようにするとの事務局への要請に関し、サウジアラビアはこれに反対し、例外的な場合を除き、現在の6日間前という要件を保持する必要があると強調した。

特にオブザーバー組織の参加に対する支援およびキャパシティビルディングに関する議論継続の要求に関し、メキシコと南アフリカは、特に途上国のオブザーバー組織に関しこの問題を検討すべきであると提案した。コロンビアは、途上国代表の参加に対する資金の不足という現状についても検討すべきだと述べた。

その後、事務局は、COP 17の暫定議題書に入る可能性がある要素に関するノンペーパーを提出した。このノンペーパーには締約国の提出文書が組み込まれている。サウジアラビアとアルゼンチンは、この問題を検討することはSBIの権限なのかと質問した。夜も交渉が続けられた。

廊下にて

参加者がまた多忙な一日をこなす中、木曜日に予定されるSBIおよびSBSTAの閉会プレナリーを控え、多数の問題で解決を図ろうとする切迫感が高まってきた。

交渉会議室の外では、議長団の会議に関心が寄せられていた。「現在からダーバン会議までの間に何がおこるべきかとの議論にとらわれているが、実際のところ、会合期間外の会合がない場合には『さして何もおきない』のが通例だ」とある心配顔の参加者はつぶやいた。しかし、この日の遅く、数人の安心顔の参加者が旅行計画について話しているのを聞くことができ、あるものは、「パナマ帽を本来の位置にかぶる」のを楽しみにしていると冗談を言っていた。しかし別の代表は、懸念が続いているとして「会合期間外会議に向けた資金がまだ確保できていない。事務局は既に予備費にまで手をつけており、会合期間外会議への途上国の参加を支援できるような資金は底をついている」と説明した。

一方、SBSTAは、保留されている新しい議題項目案の議論が注目を集めていた。ある参加者は、会議室へ急ぎながら、「議題に水問題を載せるチャンス」はあると声をあげた。大きな拍手で会議が閉会する中、部屋からでてきた数人の笑顔の参加者は、議題書に水問題を入れることになったと確認し、「多数の問題」も解決したとし、あるベテランの参加者によると、この中には「長年議題にあった共通計算方式」も含まれる。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Liz Willetts. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the UN Climate Change Conference June 2011 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>. 代表団の友